

# 令和7年度金沢市空き家等管理活用支援法人募集要領

## 1 目的

この要領は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく空き家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し、必要事項を定めるものとする。

## 2 概要

### （1）指定期間

指定日から令和10年3月31日まで

### （2）業務内容

本市の空き家等の活用の促進を図るため、空き家等対策及び金沢市空き家等活用・流通促進体制に関する協定締結団体（令和2年10月22日協定締結。以下「協定締結団体」という。）の取り組みを補完する業務として、法第24条第1号、第5号に定める業務のうち下記の業務。ただし、①及び②は必須とし、③は任意とする。

- ① 所有者等や地域等への空き家等の活用に関する直接的な相談対応及び提案
- ② 空き家等の活用を促進する普及啓発
- ③ その他①及び②に関連する空き家等の活用を促進する取り組み

### （3）指定予定法人数

3法人程度

## 3 応募資格

この募集に申請できる者は、金沢市空き家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和7年3月24日制定、同年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3条各号の規定をすべて満たす者で、協定締結団体に該当しない法人とする。

## 4 募集期間

令和7年5月26日から令和7年6月20日（17時00分）まで

## 5 提出書類

この募集に申請する者は、空き家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出すること。

	提出書類	備考
ア	定款	写し可
イ	法人登記事項証明書	写し可
ウ	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	任意様式
エ	法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面	任意様式
オ	前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表	任意様式
カ	今事業年度の事業計画書及び収支予算書	任意様式

キ	空き家等の活用を促進するこれまでの活動実績及び国又は地方公共団体との協働実績（委託又はモデル事業など）	様式第2号
ク	業務に関する計画書	様式第2号
ケ	国税及び金沢市税の納付に係る証明書	写し可
コ	キ及びクに関し参考となる書類	任意

## 6 指定に係る選考方法

要綱第3条各号及び下記の審査基準に照らし、提出書類から選考する。

活動目的・事業内容	・法人の主な活動目的や事業内容から、空き家等の活用促進が期待できるか。
活動・連携実績	・地域や住民の空き家等の活用を促進した活動実績があるか。 ・行政機関等と空き家等の活用に関する連携実績があるか。
事業計画・内容	・相談対応や提案方法に工夫があり、地域や市民への効果が期待できるか。 ・普及啓発に工夫があり、地域や市民への効果が期待できるか。 ・計画が具体的であり、実現性や継続性があるか。
組織形態・運営体制	・宅地建物取引士や建築士など専門を有する従業員が金沢市内の事業所に常駐し、各種関連法令の確認や提案、留意事項の説明などが可能な運営体制か。 ・必要な経費を賄うことができる経理的基礎や事業において取り扱う個人情報の保護及び情報セキュリティに関する管理体制を有しているか。

## 7 留意事項

- 申請にあたっては、法、要綱を参照すること。
- 提出書類の差し替え及び追加は認めない。ただし、本市が求める場合はこの限りではない。
- 審査基準や選考方法に関する問い合わせには応じない。
- 活動にあたり事前に周辺住民への説明を行うなど、地域との連携を重視すること。
- 本市から連携・協力依頼や業務報告指示などがあった場合は、これに応じること。
- 支援法人の業務について、一括して他の業者に請け負わせてはならない。
- 市民等との間で生じたトラブルについては、自ら解決すること。
- 「金沢市空き家等活用パートナー支援事業」を利用する場合は、支援法人の指定を受けた後、別途、当該補助要綱に基づき申請すること。

## 8 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令を遵守すること。

## 9 申請方法

下記申請先に5.提出書類に記載の書類を持参、郵送又はメールで提出すること。

## 10 日程

令和7年5月26日 募集受付開始  
6月20日 募集受付締切（17時必着）  
7月 審査・結果通知送付（指定）

### 【申請先】

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市  
都市整備局 建築指導課 空き家活用室  
電話：076-220-2136  
E-mail：akiya@city.kanazawa.lg.jp